

工事請負契約締結後における単価適用年月変更の運用基準（建築関係）

特定の資材等の価格が短期間に高騰し、積算時点で設定している設計単価と工事請負契約締結時点での資材価格等に差が生じている可能性があることから、当初契約締結後に単価適用年月を変更し設計単価を変更する場合について、必要事項を定めるものである。

1 対象工事

本運用の対象となる工事は、次に掲げる事項を全て満たす工事とする。

- (1) 盛岡市が所管する建設工事（建築、電気設備及び機械設備工事）であること。
- (2) 平成 25 年 3 月 29 日以降に当初契約を締結する工事であること。

2 変更対象単価

当初契約締結後に単価適用年月を変更する設計単価は、「公共住宅・建築工事積算単価表」（以下、「積算単価表」という。）における単価とする。

3 基準日

基準日は当初契約締結日とする。

4 本運用に基づく請求

受注者は本運用に基づく単価適用年月の変更を請求する場合は、当初契約締結日から 14 日以内に別紙様式により発注者に請求するものとする。

ただし、何らかの理由により前段に指定した期間内に請求が困難な場合は、発注者と協議し承諾を得た場合に限り請求できるものとする。また、本通知日以前に契約締結している工事については、本通知日から 14 日以内に発注者に請求するものとする。

5 適用単価の変更

- (1) 受注者から単価適用年月の変更の請求があった場合は、発注者は基準日時点で最新の積算単価表の設計単価に変更するものとする。
- (2) 工事毎に見積及び特別調査等（以下「見積資材等」という。）により設定している設計単価については、変更の対象としないものとする。ただし、見積資材等の工事費が全体工事費に占める割合が大きい場合は、別途考慮することができるものとする。
- (3) 設計単価の変更に伴う契約変更（第 1 回）は、原則として単価適用年月の変更のみとし、契約数量、契約図面及び仕様書等に変更しないものとする。

6 全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの併用

単価適用年月の変更を請求した場合においても、盛岡市工事請負契約約款第 25 条第 1 項から第 4 項（いわゆる「全体スライド」）、第 5 項（いわゆる「単品スライド」）、第 6 項（いわゆる「インフレスライド」）の規定に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

7 適用除外工事

次に該当する工事は、本運用の適用除外工事とする。

(1) 請求日時点で出来高が発生している工事

(2) その他発注者が適用除外と認めた工事

8 注意事項

設計単価表については、市場の動向に応じ単価改定されていることから、単価適用年月の変更を請求し設計単価を変更した場合、契約変更（第1回）後の請負代金額が減額になる場合がある。

付則 この運用基準は、平成 25 年 4 月 25 日から施行する。